

# 大規模小売店舗立地法の手続きをオンライン化します

令和8年4月15日以降の届出が対象となります

## ① 書類提出

- 届出書は、原則[電子メールによりPDFファイルにて提出](#)してください。

※1ファイルあたり、10メガバイト以内としてください。合計30メガバイトを超えるメールは受信できませんので京都府のファイル交換サーバを活用してください（送付に当たっては下記の〈問い合わせ先〉までお問い合わせください。）

※[法第5条第1項](#)、[法第6条第2項](#)、[法第8条第7項](#)、[法第9条第4項](#)及び[法附則第5条第1項](#)の届出については、併せて紙媒体でも17部を御提出ください。

※メール送信後は、必ず電話にて到着確認をしてください。

## ② 縦覧

- 縦覧書類の概要は[京都府ホームページで確認することが可能](#)です。

<https://www.pref.kyoto.jp/daikibo/juran.html>



- その他、交通や騒音検討資料を含む届出書類一式は、引き続き、[京都府庁及び当該店舗の所在地を所管する広域振興局](#)にて縦覧いただけます。

### <問い合わせ先>

店舗所在地	所管	連絡先(☎)
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係	0772-62-4304
福知山市・舞鶴市・綾部市	中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係	0773-62-2506
亀岡市・南丹市・京丹波町	南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係	0771-23-4438
宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置町・和束町・精華町・南山城村	山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係	0774-21-2103
向日市・長岡京市・大山崎町	商工労働観光部中小企業総合支援課商業支援係	075-342-0303